

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(經由機関) 第五条の三の二 第八十七条第一項の規定による確認(国土交通大臣が行うものに限る。)の申請は、船積地を管轄する地方運輸局長(船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長。以下同じ。)を經由して行うことができる。 2 第九十九条第一項の規定による国土交通大臣に対する運送計画書の提出は、最初の船積地を管轄する地方運輸局長(最初の船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長)を經由して行うことができる。 3 (略) (用語等) 第七十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 専用積載 大型コンテナ(内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下この節において同じ。)、船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする積載であつて、積載される貨物又はコンテナが一の荷送人からのものであり、かつ、当該貨物又はコンテナに係る荷役作業及び運送中の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によつて行われるものをいう。 2・3 (略) (標札等) 第九十二条 (略) 2・3 (略) 4 荷送人は、放射性輸送物の容器として使用されているタンク若しくは大型コンテナ(非開放型のものに限る。次条において同じ。)又は	(經由機関) 第五条の三の二 第八十七条第一項の規定による確認(国土交通大臣が行うものに限る。)の申請は、船積地を管轄する地方運輸局長(船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長。以下同じ。)を經由して行うものとする。 2 第九十九条第一項の規定による国土交通大臣に対する運送計画書の提出は、最初の船積地を管轄する地方運輸局長(最初の船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長)を經由して行うものとする。 3 (略) (用語等) 第七十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 専用積載 大型コンテナ(非開放型のものであり、かつ、容積が三・〇〇リットルを超えるコンテナをいう。以下この節において同じ。)、船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする積載であつて、積載される貨物又はコンテナが一の荷送人からのものであり、かつ、当該貨物又はコンテナに係る荷役作業及び運送中の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によつて行われるものをいう。 2・3 (略) (標札等) 第九十二条 (略) 2・3 (略) 4 荷送人は、放射性輸送物の容器として使用されているタンク若しくは大型コンテナ又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナには

放射性輸送物が収納されている大型コンテナには、当該タンクの表面の四箇所又は当該大型コンテナの四側面に告示で定める標識を付さなければならない。

5～7 (略)

第九十三条 第九条の規定は、前条第一項の放射性輸送物の標札、同条第二項の表示、同条第三項の表示及び同条第五項の標札（放射性輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されているタンク又は大型コンテナに係るものに限る。）について準用する。

（積載限度）

第九十五条 (略)

2 (略)

3 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、「オーバーパック」（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に大型コンテナ（非開放型のものに限る。）が容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナのみを積載する場合であつて、専用積載により運送しないときは、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ (略)

二 (略)

4 船舶に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、「オーバーパック」（非開放型のコンテナに収納されている

、当該タンクの表面の四箇所又は当該大型コンテナの四側面に告示で定める標識を付さなければならない。

5～7 (略)

第九十三条 第九条の規定は、前条第一項の放射性輸送物の標札、同条第二項の表示、同条第三項の表示及び同条第五項の標札（放射性輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されているタンク又は大型コンテナに限る。）について準用する。

（積載限度）

第九十五条 (略)

2 (略)

3 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、「オーバーパック」（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナのみを積載する場合であつて、専用積載により運送しないときは、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ (略)

二 (略)

4 船舶に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、「オーバーパック」（非開放型のコンテナに収納されている

ものを除く。)及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計は、一船舶について二百(湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五十)を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。 一 大型コンテナ(非開放型のものに限る。)が容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナのみを積載すること。 二 (略)	ものを除く。)及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計は、一船舶について二百(湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五十)を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。 一 大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナのみを積載すること。 二 (略)
5・6 (略) (運送責任者等) 第九十七条 荷送人は、前条の告示で定める放射性物質等を運送する場合は、放射性物質等の運送に関する責任者(以下「運送責任者」という。)及び見張人を配置し、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置を講じさせなければならない。	5・6 (略) (運送責任者等) 第九十七条 荷送人は、前条の告示で定める放射性物質等を運送する場合は、放射性物質等の運送に関する責任者(以下「運送責任者」という。)及び見張人を配置し、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置を講じさせなければならない。ただし、告示で定める放射性物質等を運送する場合は、見張人を配置することを要しない。
2・3 (略) (放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等) 第百条 (略) 2・4 (略) 5 荷送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナには、告示で定める標札を当該タンクの表面の四箇所又は当該コンテナの四側面に付さなければならない。	2・3 (略) (放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等) 第百条 (略) 2・4 (略) 5 荷送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又は非開放型のコンテナには、告示で定める標札を当該タンクの表面の四箇所又は当該コンテナの四側面に付さなければならない。
6・8 (略) 9 一の船倉若しくは区画若しくは一の甲板の一定区域に積載する低比放射性物質等(タンク又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。)並びに低比放射性物質等が収納されているタンク(非開放	6・8 (略) 9 一の船倉若しくは区画若しくは一の甲板の一定区域に積載する低比放射性物質等(タンク又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。)並びに低比放射性物質等が収納されているタンク(非開放

型のコンテナに収納されているものを除く。）及び非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大型コンテナ（非開放型のものに限る。）が容器として使用されている放射性輸送物のみを積載する場合であつて、専用積載（船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする専用積載に限る。以下この項及び第十一項において同じ。）により運送しないときは、表面汚染物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する大型コンテナ（非開放型のものに限る。）が容器として使用されている放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計が当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について二百を超えないこと。

二（略）

10 船舶に積載する低比放射性物質等（タンク又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）並びに低比放射性物質等が収納されているタンク（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船舶に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計は、一船舶について二百（湖川港内のみを航行する船舶に

型のコンテナに収納されているものを除く。）及び非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積載する場合であつて、専用積載（船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする専用積載に限る。以下この項及び第十一項において同じ。）により運送しないときは、表面汚染物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計が当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について二百を超えないこと。

二（略）

10 船舶に積載する低比放射性物質等（タンク又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）並びに低比放射性物質等が収納されているタンク（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び非開放型のコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船舶に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又は非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（非開放型のコンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されている非開放型のコンテナの輸送指数の合計は、一船舶について二百（湖川港内のみを航行する船舶に

11 15 (略) 積載する場合にあつては、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。 一 低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大型コンテナ（非開放型のものに限る。）が容器として使用されている放射性輸送物のみを積載すること。 二 (略)	11 15 (略) 積載する場合にあつては、五十を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。 一 低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積載すること。 二 (略)
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に船舶により運送されている放射性輸送物（危険物船舶運送及び貯蔵規則第七十一条第一項第一号の放射性輸送物をいう。）又は低比放射性物質等（同規則第九十五条第六項に規定する低比放射性物質等をいう。）が収納されている開放型のコンテナの運送については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。